

様式第1号の7（第1条関係）

誓約書（住宅用エネルギーマネジメントシステム）

1. 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
2. ①又は②のいずれかを満たすこと。 ①平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。 ②システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。また、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。
3. 当該年度の3月19日までに支払いを含めて事業を完了させること。
4. 脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱を遵守すること。また、当該交付要綱を遵守しないことにより補助金の交付決定が取り消されても、岡崎市に対し異議を申し立てないこと。
5. 交付決定の取り消しに伴う補助金の返還や財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく岡崎市の指示に従い返還、納付すること。

私は、脱炭素先行地域づくり事業費補助金の交付を受けるに当たり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

令和 年 月 日

氏名 _____

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。